

伊勢市農業委員会 第216回 総会議事録

日 時	令和5年12月8日（金）13時56分～15時16分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義 19番 森北 雅博
欠席委員	1名 9番 東浦 弘行
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 日置 幸美（再任用職員）
会議録署名者	4番 山添 久憲 16番 奥野 隆史
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農地利用変更届出書について 4. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）

議 長 局 長 議 長 係 長	5. その他 定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第216回総会を開会いたします。 本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 4番の山添 久憲さん 16番の奥野 隆史さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。 それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上5件でございます。よろしくお願いいたします。 それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。 では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び正誤表を配布いたしました。また、委員を継続していただく方には、現地調査と署名順の新しい予定表を配布しました。不足のある方は、お知らせください。 それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は9件、田が5筆4,210㎡、畑が9筆7,378㎡の計14筆11,588
---	--

m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1－1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は西豊浜町の田3筆と畑2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、【4747、4748、5775】は耕作地、【1632】は遊休農地、【3933-15】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は西豊浜町の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 国道23号 西豊浜町2交差点より北へ360mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

次ページ（1－2）をご覧ください。

3番、こちらでも売買でございます。受人は東大淀町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より北へ270mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人は東大淀町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より北西へ120mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

5番、こちらでも売買でございます。受人は柏町の畑2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 国道23号 柏町交差点より南へ420mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

次ページ（1－3）をご覧ください。

6 番、こちらでも売買でございます。受人は中村町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は中村町地内 五十鈴ヶ丘公園より東へ 100m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

7 番、こちらは贈与でございます。受人は矢持町床ノ木の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は矢持町床ノ木地内 沼木バス 床ノ木停留所より東へ 120m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

8 番、こちらは使用貸借でございます。受人は小俣町相合の田 1 筆の内 640 m² を借り受けて、太陽光発電設備の下で「くろもじ」を栽培したいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 生鮮市場ベリー小俣店より北へ 40m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。なお、受人が法人でございますので、農地所有適格法人の要件を満たさないと使用貸借による農地の貸し借りを行えません。そのため、伊勢あおい農園合同会社が農地所有適格法人の 4 つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第 2 条第 3 項に定義されている農地所有適格法人の要件を全て満たしていました。よって、本申請にて農地所有適格法人と認め、農地を使用貸借にて耕作することを認めたいと考えます。

次ページ（1－4）をご覧ください。

9 番、こちらは売買でございます。受人は御薮町高向の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は御薮町高向地内 県道大湊宮町停車場線 豊浜大橋南交差点に隣接する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された 1 番は、営農計画書を提出し、除草後に畑として使えるよう耕起し、さつま芋を栽培するとのことで、聞き取りも行った上で事務局において適正であると判断いたしました。また、5 番、6 番、9 番については、農地の新規取得で新規耕作者であるため、提出された営農計画書の内容等を確認し、必要に

	応じて聞き取りを行い、事務局としては適正であると判断いたしました。なお、事務局において、許可後は耕作状況の確認を行っていく予定です。 議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。
山添委員	9番について、何を作る予定ですか。
係長	現在は畑ですが、田として利用し、水稻を作る予定と聞いております。現地調査および地元の方に確認したところ、田として利用できないことはないそうです。
出口委員	同じく9番で、このような場合の条件というか、遠方から農業をしにくるのは決して法的な問題はないと思いますが、一般的に考えてきちんと耕作しにくるのか疑問を感じてしまいます。それらのチェックは誰がどのような形で管理していくのか、荒れてしまうようなことにはならないのですか。
係長	通作距離や時間については、具体的な基準を作るのは難しいところです。今後は推進委員さんと連携をしながら確認して、場合によっては本人へ指導をしていくという形でしか、現時点では難しいです。
出口委員	それはある程度法的に認められてこういう形になれば、遠方から来てできないことはないですよ。ただ伊勢市が、こういうようなものを全てするのか、そのルールって各市町は何かルール作りはしていないのですか。志摩方面なので時間的には問題ないと思いますが、例えば県外の人だったら考えますよね。全ての場合を認めるのではなくて、市が行政側としてこのような条件の場合は認める、または認めないというようなルール作りをしておかないといけないのではないのでしょうか。一度ほかの市町にも確認してもらえませんか。それと、国が想定質問などは作っているのですか。

係 長	なかったです。他市町の状況については、確認させていただきます。
北村委員	自作でされるのですか。
係 長	自作です。
議 長	下限面積撤廃以前からこのようなケースはあり、大紀町の方が小俣町の土地を買ったという事例もありました。常設審議委員会で県の職員にも聞いてみましたが、現状としては不備がなければ認めざるを得ない状況だそうです。
議 長	ほかにございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局説明をお願いします。
係 長	2ページをお願いします。 議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ5筆の1,663.83㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ(2-1)をご覧ください。 1番、こちらは令和5年9月7日付で農地法第5条にて許可した売買による事務所・駐車場及び貸駐車場でございました。申し出によりますと、既に造成工

議 長 係 長	事に着工しているが、当初予定の事務所敷地と貸駐車場敷地の配置を変更する必要が生じたとのことでした。具体的には、整形地の方が事務所敷地として使いやすいうえ、来客からの視認性が上がるということ、また当初の貸駐車場出入り口が交差点付近で安全性に欠けることから変更することで利用者の安全が確保できることになり、事業計画変更を申請したものでございます。 議案第2号は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。 続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 3ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田のみ2筆の456.155㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、申請者は、神久2丁目の田1筆を、貸駐車場10台分としたいとの申請にございます。申請地は神久2丁目地内 県道伊勢二見線二見街道入口交差点より北東へ180mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、株式会社山野建設が令和5年6月15日から12月
---	--

3 1 日まで一時転用により仮設事務所及び資材置場として利用する許可を得ています。なお、山野建設においては、期限内に返還をすること、この転用申請について説明済みで、了承しているとのことです。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

2 番、申請者は小俣町相合の田 1 筆の一部 640 m²の内 0.155 m²について、営農型太陽光発電設備として一時転用したいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 生鮮市場ベリー小俣店より北へ 40m に位置する農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお、本申請は、自己所有の農地を利用して営農型太陽光発電を行う一時転用で、転用面積は農地にかかる支柱部分のみとなります。そして、パネル下部での作物は、「くろもじ」で栽培を広域認定農業者に委託し、その育成に 3 年程度かかる見込みで本格的に収穫できるのは 4 年目以降になるとのことです。また、許可期間については、営農者が認定農業者のため 10 年間になり、本日から令和 15 年 12 月 7 日までとなります。

議案第 3 号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は16件、内訳といたしまして、田が18筆 9,268 m²、畑が10筆 3,035 m²の計28筆 12,303 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、こちらは贈与でございます。受人である古市町で水道業等を営む株式会社シモオカ設備 代表取締役 下岡 龍一さんが、古市町の畑3筆を譲り受けて、隣接して所有する宅地及び原野2筆計1,193.88 m²とあわせて一体利用し、資材置場及び駐車場12台分としたいとの申請にございます。申請地は古市町地内 伊勢古市郵便局より西へ80mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として擁壁を設置するとのことでございます。

2番、こちらは売買でございます。受人は小木町の田1筆を譲り受けて、隣地で自身が経営するアパート・テナント等利用者用の駐車場10台分としたいとの申請にございます。申請地は小木町地内 国道23号 小木町2交差点より西へ120mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては土留を行うとのことでございます。

次ページ(4-2)をご覧ください。

3番、こちらも売買でございます。受人は津村町の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に、松阪市湊町で自身が経営するリサイクル業用に資材置場(車両10台分と配管等)としたいとの申請にございます。申請地は津村町地内 園相神社より西へ30mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒

廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留を設置するとのことをございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人である桑名市大字東方で器械製造業等を営む株式会社エスエ電子 代表取締役 佐藤 敦さんが、西豊浜町の田3筆を譲り受けて、大型車両用駐車場8台分と荷捌き場及び車両回転場としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 森区公民館より北へ60mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は西側既排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。来週の12月11日に開催される三重県農業会議 常設審議委員会に諮問をし、適切との答申をいただく必要があります。お認めいただきましたら、再度許可を保留して新会長が選出される12月14日付で許可したいものでございます。

次ページ（4－3）をご覧ください。

5番、こちらは使用貸借でございます。母親名義の東豊浜町の畑2筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 平屋建て1棟 建築面積115.94㎡と通路及びセットバック用地としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 西条第二樋門より北へ20mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は合併浄化槽をへて北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

6番、こちらは売買でございます。受人である村松町で自動車販売業等を営む株式会社TAKT 代表取締役 徳田 隆仁さんが村松町の田1筆を売買により譲り受けて、車両置場20台分としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町4交差点より南へ360mに位置する第1種農地にございます。第1種農地ですと原則不許可となることころでございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハに「既存の施設の拡張(拡張に係る敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」という規定がございます。申請者であるTAKTの敷地面積は845㎡で、自社の敷地につきましては、公図等の資料を添付しています。二分の一の面積は422.5㎡で、今回申請された土地の面積は442㎡のため、わずか1.95㎡不足し半分以下を満たしてい

ません。しかし、敷地面積が2分の1に満たないことについては、理由書が添付されており、本件土地を分筆したことで分筆前（登記簿面積695㎡）より27㎡増加となってしまい、その原因は確定測量によるものでした。測量結果は、受人にとっても不測の事態であり、分筆前は415㎡となり要件を満たしていました。さらに、要件を超える面積は1.95㎡で分筆しても単独では農地として利用することが不可能です。よってこの規定を満たすものとして、今回上程するものでございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。

次ページ（4－4）をご覧ください。

7番、こちらは贈与でございます。受人は村松町の田1筆を譲り受けて、隣接して所有する宅地1筆307.95㎡とあわせて一体利用し、宅地の拡張（進入路部分）としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西へ300mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、譲受人が既に通路として整備し利用していたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

8番、こちらは売買でございます。受人である大阪府羽曳野市で自然エネルギーによる発電事業等を営むs o l a e 合同会社 代表社員 山本 容平さんが、村松町の田2筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より南西へ370m付近に位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（4－5）をご覧ください。

9番、こちらでも売買でございます。受人である大阪府中央区で自然エネルギーによる発電事業等を営む株式会社E S － M I R A I 代表取締役 木下 公貴さんが、柏町の田4筆と隣接する雑種地2筆計85㎡とあわせて譲り受けて一体利用し、太陽光発電設備 設置面積計421.95㎡と施設管理用地としたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 柏団地公民館より東へ300mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置する

とのことでございます。

10 番、こちらは売買でございます。受人である宇治今在家町で土産物製造・販売業等を営む株式会社 だるまや 代表取締役 林 秀紀さんが、中村町の田 1 筆を譲り受けて、駐車場 17 台分としたいとの申請にございます。申請地は宇治浦田 2 丁目地内 市立進修小学校より東へ 30m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（４－６）をご覧ください。

11 番、こちらでも売買です。受人は中村町の田 1 筆を譲り受けて、その後使用貸借契約により借人の子が住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 87.78 m² としたいとの申請にございます。申請地は、宇治浦田 2 丁目地内 市立進修小学校より東へ 30m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 22%、排水は南東側既設下水道へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

12 番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である円座町で土木建築業等を営む株式会社森組 代表取締役 森 庄平さんが、伊勢市発注の令和 5 年度 道改基第 2 号 神薮 1 1－1 号線排水路整備工事を受注した関係で、神薮町の田 1 筆を令和 6 年 1 月 3 1 日まで賃貸借により借り上げて、仮設道路としたいとの申請にございます。申請地は神薮町地内 神薮公民館より北東へ 130m に位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（４－７）をご覧ください。

13 番、こちらは売買でございます。受人は、小俣町元町の田 2 筆を譲り受けて、住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 69.56 m² とカーポート 建築面積 27.25 m² としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内

三重交通バス 下小俣停留所より北へ180mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することをございます。

14番、こちらは使用貸借でございます。義父名義の小俣町元町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積102.68㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 下小俣公園より南西へ120mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は32%、排水は南東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することをございます。

次ページ（4－8）をご覧ください。

15番、こちらは売買でございます。受人である小俣町本町で不動産業を営む株式会社ナミ不動産 代表取締役 早川 千奈美さんが、小俣町湯田の畑3筆を譲り受けて、建売住宅3棟 建築面積計198.72㎡と道路 147㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 J A葬祭虹のホール伊勢より東へ50mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、【699】は耕作地、【701、702】は遊休農地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することをございます。

16番、こちらでも売買でございます。受人は、御菌町新開の田1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積110.78㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町新開地内 国道23号 新開北交差点より北東へ190mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することをございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、4番につきましては、三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件であります。12月11日に開催される同委員会において、「適切と認める」との答申を得られれば、新会長が選出される12月14日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。
日 置 (農林水産課)	それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は39件で、田が80筆の102,000㎡、畑が5筆の5,307㎡、計85筆の107,307㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇2年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の1,008㎡。 ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が11件で、田のみ14筆の14,169㎡。 ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が13件で、 田が40筆の48,808㎡、畑が2筆の2,805㎡、計42筆の51,613㎡。 ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が8件で、 田が12筆の13,595㎡、畑が3筆の2,502㎡、計15筆の16,097㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が4件で、田のみ8筆の14,269㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が2件で、田のみ5筆の10,151㎡。

議 長 係 長	以上件数は 39 件で、田が 80 筆の 102,000 m²、畑が 5 筆の 5,307 m²、計 85 筆の 107,307 m²でございます。転貸抜き件数は 37 件で、田が 75 筆の 91,849 m²、畑が 5 筆の 5,307 m²、計 80 筆の 97,156 m²でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。 農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 異議なしとのことでございますので、議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。 以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。 続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について …… 1 件（説明内容記録省略） 2. 農用地利用集積計画の中途解約について …… 14 件（説明内容記録省略） 3. 農地利用変更届出書について …… 2 件（説明内容記録省略）
---	---

	4.農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より) ……………1件(説明内容記録省略) 報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま す。
係 長 北村委員 出口委員	それでは事務局から2点、連絡させていただきます。 1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。 ・12月22日(金) 森 美江 委員、奥野 隆史 委員 ・12月25日(月) 出口 勝信 委員、中川 亜沙美 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市 営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。 2点目は、今後の現地調査と署名順の予定についてです。こちらは、 引き続き委員になっていただく方に、配布をしてあります。ご確認い ただき、不都合な日程等があればお知らせください。 連絡は以上でございます。ありがとうございました。 その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 前回申し上げました東大淀町での件です。法律的には問題がないの で止めようがありません。しかし、地域計画を進めていこうという中 で非常に差し障りがあります。このようなことを二度と起こさないよ うに、できるだけ地元の中で担い手を探してもらうように、みなさん も努めていただきますようお願いいたします。 同じような事案があるか、ある場合はどのように対処しているのか もしくは何もしていないのかなど、一度県や国にも問い合わせてみた

議 長	方がいいと思います。 ほかにごいませんか。 それでは、特にないようでございますので、第 2 1 6 回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。
------------	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____